

京都市訓令甲第24号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

別表環境政策局の款循環型社会推進部の項生活環境美化センターの目中「に従事する職員及びし尿収集業務」を「し尿収集業務、不法投棄に係る廃棄物の収集業務又は公衆便所巡視業務」に改め、同款適正処理施設部の項中

「

クリーンセンター	機械炉の操作業務又は保守管理業務に従事する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後4時15分から翌日の午前9時15分まで	午後5時15分までの勤務については1時間 午前9時15分までの勤務については1時間30分	4週間を通じて8日及び1月1日から同月3日まで
	職員の送迎自動車運転業務に従事する職員	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月18日から翌年の1月14日までの期間)にあつては、4週間を通じ

		午前10時15分から午後7時まで		て8日)並びに1月1日から同月3日まで
	その他の職員	一般職員に同じ		

を

「

施設管理課	京都市西部区縮柄包施設に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月18日から翌年の1月14日までの期間にあつては、4週間を通じて8日)並びに1月1日から同月3日まで
クリーンセンター	機械炉の操作業務又は保守管理業務に従事する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後4時15分から翌日の午前9時15分まで	午後5時15分までの勤務については1時間 午前9時15分までの勤務については1時間30分	4週間を通じて8日及び1月1日から同月3日まで
	職員の送迎自	交替に	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月

」

	動車の 運転業 務に従 事する 職員	午前7時から午後3時45分 まで 午前8時30分から午後5時 15分まで 午前10時15分から午後7 時まで	18日から翌 年の1月14 日までの期間 にあつては、 4週間を通じ て8日)並び に1月1日か ら同月3日ま で
	その他 の職員	一般職員に同じ	

に改める。

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項桃陽病院の目を次のように改める。

桃陽病 院	看護師	交替に 午前8時30分から午後5時 15分まで 正午から午後8時45分まで 午後4時30分から翌日の午 前1時15分まで 午前0時30分から午前9時 15分まで	一般職員に同 じ	4週間を通じ て8日
	栄養士	交替に 午前8時30分から午後5時 15分まで		

		午前9時から午後5時45分 まで		
--	--	---------------------	--	--

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)